

## 環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2015年10月26日から2015年11月24日までに公布された主な環境法令	… 5
	2015年10月26日から2015年11月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	… 5
	2015年10月26日から2015年11月24日までの主な行政情報	… 5
	2015年10月26日から2015年11月24日までの主な裁判情報	… 9
	2015年10月26日から2015年11月24日までの主なニュース	… 10

## 「環境法政策を読む」 廃棄物等の越境移動等の適正化

廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会

## 第2回

環境省では、適正な資源循環の実現に向けて、廃棄物等の越境移動等に関する課題を整理し、現行制度の点検等を行いつつ、①廃棄物等の不適正輸出等対策の強化及び②環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源の越境移動の円滑化のあり方について検討を行うことを目的に本検討会を設置し、検討を進めている。10月23日第2回検討会では、関係者ヒアリングを実施した。

今後、論点整理を行い、平成27年度中の報告書のとりまとめを目指している。

## □ 廃棄物等の越境移動等について関係者ヒアリング（抜粋）

## 1. 財務省関税局

税関の審査及び検査における課題（例）

- ・ 地方環境事務所の職員に税関検査の立会いを依頼したが、業務等の都合がつかず、立会えないことがある。
- ・ 事前相談の回答内容が、直ちに事前相談管理システムに反映されないため、回答を受けた日に税関へ輸出申告された場合、税関における審査及び検査の参考にすることができない。
- ・ 事前相談を行った際の内容及び提出書類を、税関側で詳細に把握できない。
- ・ 事前相談時における不審点や疑義情報について、必ずしも税関への共有がなされない。

## 2. 海上保安庁

スクラップ積載船舶火災事故を受け、各海上保安部等の職員によりスクラップ積載船舶乗組員、代理店、荷役業者等に対して、早期通報等の対策を呼びかけている。

## 3. 日本鉱業協会

- ・ 世界は循環型社会形成に本気度を上げている。EUのCE（Circular Economy）政策などは好例で、一次資源と二次資源のギャップを政策で埋めることを指向している
- ・ 使用済製品から金属を取り出して、再び原料として再資源化することに関して、非鉄製錬所は

EUでも明らかにその中核にある。

- 一方で、環境面から言えば、廃電子部材に起因する環境汚染は、適切な処理が可能な製錬所が無い地域の安易な湿式処理や熱処理によって起こる事から、そのルートに回らないようにコントロールすることがグローバルな観点で重要である
- そのような中で、現状の日本の廃棄物等の越境管理の下では、国際的な資源循環に係る潮流に対応することが困難である。
- 廃棄物等の国内処理を担保するための資源循環インフラの維持、有害物質処理の問題を抱えるアジア等の地域に対する貢献の両面から、現在の廃棄物等の越境移動に関する規制の適正化が必要である。

#### 4. 電気事業連合会

- 石炭灰については、主な再資源化先であるセメント国内需要の鈍化、石炭灰埋立場の残容量減等の課題あり。2000年代に入り、これら課題への対応として、石炭灰輸出を開始。この輸出は、石炭灰の再資源化の維持・拡大に大きく貢献してきた。
- 今後の石炭灰輸出の円滑化に向けた課題として、以下をご議論頂きたい。

##### (1) コンクリート混和材の取扱い

- コンクリート混和材は、厳正な品質・環境管理、需要に応じた生産を行っており、かつ関係者双方にとり合理的な金額で取引している製品
- しかし、「輸送費>販売価格」となることで、廃棄物と解釈される懸念あり。その場合、長期の審査、購入者側における廃棄物としての取扱いを要し、商機を逃しかねない
- 相手国の技術規格に適合し商品価値を有した時点、すなわち発電所から出荷された時点から製品として、廃掃法・バーゼル法とも対象外である証明等を頂きたい

##### (2) セメント原材料への規制

- 廃掃法の輸出確認：有効期間の複数年化、更なる審査の短縮化
- バーゼル法：関連告示の合理性を再検証
- これらをご承認頂くことで、石炭灰の輸出拡大に伴う以下のメリットが期待される。
  - 石炭灰埋立場の延命化による石炭火力発電所の安定運用確保
  - 最終処分量の更なる削減（＝再資源化率の更なる向上）
  - より付加価値の高い再資源化を通じた電気事業全体のコスト削減（＝電気料金の低廉化への貢献）

#### 5. (一社) 日本鉄鋼連盟

鉄鋼スラグ製品の輸出円滑化に向けた輸出手続きに関する課題について

- 鉄鋼スラグ製品の輸出の場合、海外需要地で有価であってもFOB価格（現地引渡価格－海上運賃）がマイナスの輸出となる可能性がある。
- 現状、輸出に先立ち、廃棄物処理法の観点で問題がないか環境省（地方環境事務所）に相談する

## 「環境法政策を読む」 廃棄物等の越境移動等の適正化

と、FOB 価格がマイナスとなる鉄鋼スラグ製品の輸出は廃棄物輸出にあたるおそれがあるとして、助言された事例がある。(試験目的の輸出においても同様)

- ・なお、鉄鋼業としては、鉄を製造する過程で生成される鉄鋼スラグに係る費用は、鉄を製造・販売するのに必要なコストであり、仮に FOB 価格がマイナスでの輸出となっても経済合理性がある。

### 要望事項

以下の項目を満足する FOB 価格がマイナスとなる鉄鋼スラグ製品の輸出であれば、廃棄物の輸出にあたらないことを明確化して頂きたい。なお、海外需要家からは、鉄鋼スラグ製品を現地有価で購入するにも関わらず、日本の廃棄物処理法(処理基準)を満たさなければならない場合、理解が得られない。

- ・日本国内で既に製品および原料として流通しているもの
- ・日本あるいは海外需要地での公的規格やこれに準ずる規格があるもの、或いは需要家との契約書などで環境安全品質が明確になっているもの
- ・海外需要地で全量が有効利用され、残さの発生がなく、またぞんざいに扱われることなく、用途、数量が管理できる状況であること
- ・海外需要地で、現地市場価格で有価販売されること

これは、国内鉄鋼生産の維持だけでなく、循環資源の国際的な利用促進に資するものと考えられる。

### 6. 経済産業省 製造産業局非鉄金属課

#### 必要と考えられる取組例

#### 具体的に検討すべきと考えられる項目

##### <規格・認証>

- ・廃棄物か有価物か。
- ・物の性状(結果)かプロセスか。
- ・有害物質除去を扱うべきか否か。
- ・誰が規格を定め、誰が認証するか。
- ・既存規格、既存法令、欧米規格とどう調和させるか。
- ・認証取得者ばかりが負担にあえぐことのない仕組みにできるか。
- ・サプライチェーンのどの階層か。

##### <回収網>

- ・工程内発生物か市中発生物か、廃棄物か有価物か。
- ・回収エリアをどう設定するか、どのチーミングで臨むか。
  - 工程内発生物×廃棄物：産業廃棄物として排出者がコストを負担して処理。
  - 工程内発生物×有価物：問屋に売却。素材ベースの取組。
  - 市中発生物：発生量の大きなものは個別リサイクル法の対象。廃棄物と有価物の区別のつきにくいものも多い。製品・部品ベースの取組。

## 参考

### 鉛バッテリーにおける取組

- 日本での廃鉛バッテリー再生の歴史は長く、二次製錬業が定着。一次製錬業も廃鉛バッテリーを原料に電気鉛を製造。
  - しかし、2007年以降、韓国への廃鉛バッテリー輸出が増加。直近では輸出量が一月で10,000トンを超える月もある。2014年の一年（暦年）で97,690トンが輸出（※財務省貿易統計）。
  - 日本で発生する廃鉛バッテリーの4割近い量との推計結果あり。
  - 流通経路も多様化しているが、鉛バッテリーはリサイクル性・潜在資源性・潜在汚染性のいずれもが高く、適正な取扱いが必要。
  - そこで、平成27年7月、経済産業省から関連業界に対して、輸出に至るまでの流通の過程において、潜在汚染性が顕在化しないよう、有価物として国内で取り扱われる場合においても、環境省の「技術指針」（※）も参考として、環境上及び健康管理上、適切な管理・処理を要請。
- ※「使用済鉛蓄電池の適正処理について」（H17年3月 環境省通知）廃棄物となった鉛蓄電池に関して、廃棄物処理法に沿って、生活環境の保全のために必要となる技術的事項についてまとめられたもの。

### 【委員からの主な意見・質疑応答】

- 船舶輸送で、使用済み鉛バッテリーが発火したと聞いているが？  
⇒事後調査では、使用済み鉛バッテリーが原因かは不明。  
⇒調査研究によれば、鉛バッテリーから希硫酸が漏れて引火する可能性がある。
- 廃棄物等の海外流出が続いている理由は、経済原理すなわちコストか？  
⇒そうである。韓国は、電力料金、労務費が安い。OECD加盟国であり、違法なルートで出て行っているわけではない。
- 韓国以外のアジアの途上国に流れる可能性もあり、調査が必要と思われる。
- 論点整理に向けて、①廃棄物の定義についてのこれまでの議論の経過、②輸出入の規制と緩和のポイントごとのメリット・デメリット、③EU域内で生じている問題について、資料の用意をお願いしたい。

### ■ 事業者における留意点

循環資源の輸出入に関する現状と課題を踏まえて、廃棄物等の不適正な輸出入を防止するための水際対策の強化、環境負荷低減や資源の有効利用の観点から循環資源の越境移動の円滑化（発展途上国等では処理困難な国外廃棄物の受入れ促進等）の国の取組の方向性が示されている。

不適正な廃棄物等の輸出を防止するには、輸出に至るまでの国内における排出から輸出までの一連のフローにおける包括的な取組が求められる。事業者として、議論の方向性に注視していく必要がある。